（会計課の所掌事務）

第三十四条の二　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三　（略）

（総務部の所掌事務）

第百六十一条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

九～十七　（略）

（会計課の所掌事務）

第百七十条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三～八　（略）

（国有財産管理・調達室並びに会計専門官及び管理官）

第百七十三条　（略）

２　国有財産管理・調達室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

二～五　（略）

３・４　（略）

５　管理官は、国有財産の管理及び処分並びに物品の管理並びに営繕についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（消費・安全部に置く課等）

第百七十四条　消費・安全部に、次の四課並びに消費・安全調整官及び消費・安全管理官それぞれ一人を置く。

（略）

米穀流通・食品表示監視課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）

第百七十六条　米穀流通・食品表示監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（会計課の所掌事務）

第百三十四条の二　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　行政財産及び物品の管理に関すること。

三　（略）

（総務部の所掌事務）

第百六十一条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　行政財産及び物品の管理に関すること。

九～十七　（略）

（会計課の所掌事務）

第百七十条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　行政財産及び物品の管理に関すること。

三～八　（略）

（国有財産管理・調達室並びに会計専門官及び管理官）

第百七十三条　（略）

２　国有財産管理・調達室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行政財産及び物品の管理に関すること。

二～五　（略）

３・４　（略）

５　管理官は、行政財産及び物品の管理並びに営繕についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（消費・安全部に置く課等）

第百七十四条　消費・安全部に、次の四課並びに消費・安全調整官及び消費・安全管理官それぞれ一人を置く。

（略）

表示・規格課

流通監視課

安全管理課

（表示・規格課の所掌事務）

第百七十六条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

四　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

五　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

六　（略）

（削る）

（農産安全管理課の所掌事務）

第百七十七条　農産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。

二　（略）

三　病虫害の防除に関すること（蚕病の予防に関することを除く。）。

（削る）

四　肥料及び農薬の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関することを除く。）。

五　（略）

（新設）

（新設）

三　（略）

（流通監視課の所掌事務）

第百七十七条　流通監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

三　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

（安全管理課の所掌事務）

第百七十八条　安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。

二　（略）

三　病虫害の防除（蚕病の予防に関することを除く。）並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関すること。

四　獣医療に関すること。

五　肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関することを、飼料にあっては生産部の所掌に属するものを除く。）。

六　（略）